

## 児童館ガイドラインの発出・改正の経緯

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童館ガイドラインを発出した。
- その後、改正・施行された児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となった。
- 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置）及び同委員会に設置された「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」（平成29年2月設置）において、児童館ガイドラインの見直しについて検討を行い、「児童館ガイドライン」改正案をとりまとめた。



地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月、改正「児童館ガイドライン」を自治体あてに通知した。

## 児童館ガイドラインの改正のポイント

※従前の児童館ガイドラインの6項目25節・約5,500字から、9章構成、39項目・約14,700字に拡充するとともに、児童館職員が具体的に参考になるような内容及び平易な文章表現にした。

- 児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示した。
- 児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- 児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- 子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。
- 子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- 大型児童館の機能・役割について新たに示した。